

2 項 1 目調整交付金につきましては333万7,000円を減額し、2 項国庫補助金の合計を1億3,304万4,000円といたすものでございます。これも前項と同様の理由によるものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金につきましては1,663万1,000円を減額し、1 項支払基金交付金の合計を6億6,103万5,000円にいたすものでございます。これも前項と同様の理由によるものでございます。

介護4をお開きください。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金につきましては649万7,000円を減額し、1 項県負担金の合計を2億5,821万7,000円といたすものでございます。これにつきましても前款と同様の理由によるものでございます。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては649万7,000円を減額。これもまた前項の同様の理由でございます。

2 目その他一般会計繰入金につきましては27万5,000円を追加。これはこのたびの制度改正に伴う事務費分でございます。1 項一般会計の繰入金の合計を2億9,004万9,000円にいたすものでございます。

9 款繰越金、1 項 1 目繰越金につきましては1,000円を追加。これは介護給付費県負担金返還金相当分でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、次のページ、介護5をお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費につきましては27万5,000円を追加し、1 項総務管理費の合計を1,350万6,000円にいたすものでございます。これは制度改正に伴う事務費分でございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費につきましては185万8,000円を減額し、3 目施設介護サービス給付費は8,216万5,000円を減額し、1

項介護サービス等諸費の合計を19億4,862万6,000円といたすものでございます。これは主にホテルコストの減額自己負担化に伴う介護給付費の減額分でございます。

2 項 1 目居宅支援サービス給付費につきましては16万5,000円を減額し、2 項支援サービス等諸費の合計を7,120万円といたすものでございます。これにつきましても前項同様の理由によるものでございます。

介護6をお開きください。

4 項 1 目高額介護サービス費につきましては299万6,000円を追加し、4 項高額介護サービス等費の合計を1,331万6,000円といたすものでございます。これは、制度改正に伴いまして新第2段階の方の介護サービス費の上限額の引き下げ分について補足給付するものでございます。

6 項 1 目特定入所者介護サービス費2,910万6,000円を追加するなど、この項全体で皆増の2,922万円といたすものでございます。これは、制度改正に伴い新第1段階から新第3段階までの方の食費と住居費が過重な負担とならないよう補足給付するものでございます。

介護7をごらんいただきたいと思います。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては861万5,000円を追加し、1 項基金積立金の合計を863万1,000円といたすものでございます。これは介護保険の給付費減額相当分を積み立てるものでございます。

5 款 1 項 2 目償還金につきましては1,000円を追加し、1 項償還金及び還付加算金の合計を15万1,000円といたすものでございます。これは介護給付費県負担金返還金であります。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小関勝助委員長 概要の説明が終わりました。

平成17年度長井市補正予算案に関

## する総括質疑

○小関勝助委員長 これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

最初に、順位1番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 この案件につきまして是一般質問で予定していたものでありますので、そのときにはアスベスト公害についてということだけ通告しておきました。その後、「市民に危険物取り扱いの啓蒙を」というふうにつけ加えて通告したわけですが、いわゆる商品化されているものですから、市民にとっては家庭で使われているものについては危険だという認識がないわけでありまして、その意味では、その後ろの方の部分をつけたというふうになりますが、当初一般質問で予定していたものから、それなりに文章化されて質問を予定していたんです。せつかくですから、そこを最初のところで読ませていただこうかなというふうに思います。

アスベスト公害、89年発行の講談社の「日本語大辞典」では、既にアスベストによる粉じん公害、アスベストは建材などに広く使われたが、その粉じんががんやじん肺などの原因になるため大気中への排出規制が強化されたと、「公害」との表現を使っております。アスベストについては「静かな時限爆弾」と言われ、きばをむき出したアスベストについて認識を深めたいというふうに思います。

高度成長時代、馬車馬のように働いていた人が、今倒れ始めています。潜伏期間が30～40年と期間が長く、発症後5年の生存率は7.3%という悪性のがん、中皮腫の危険性は、業界も国もはるか昔から熟知していたと言われております。いわゆる中皮腫による死亡件数は95年の

500件から2003年の873件と確実に増加傾向を示しており、政府は施策のおくれを認め、2008年までに全面禁止するようになったようであります。

繊維状のアスベストは「魔法の鉱物」などとも呼ばれ、断熱性、耐火性、電気絶縁性、耐酸性にすぐれていて、古くから世界で使われ、日本では、江戸時代の科学者・平賀源内はアスベスト鉱山を見つけ、燃えない布を発明し「火流布（かかんぷ）」と名づけ、アスベストを使った最初の建物は神戸市の異人館、トーマス館だとされているようであります。

もう一つ興味を引く文章があります。呼吸器障害などの原因になることが判明し、欧米では60年代から厳しく規制を始める。米国は第二次大戦前から造船所で大量にアスベストを使い、多くの労働者が中皮腫などで死亡。訴訟による賠償負担でアスベストの大手が倒産したなどの経験から、アメリカ環境保護局は85年、アスベスト全面禁止を提言をしました。9・11テロ、いわゆる世界貿易センタービルが燃えたジェット燃料の熱でもろくも崩れたのは、建設途中で建材にアスベストが使えなくなり上層部が熱に弱かったためとされるほど、徹底したということのようであります。まさにあの当時のテレビに恐らく何百回、各社含めれば何千回と放映された、青空のところであのビルがつぶれていくさまというのはこういうことだったのかなというふうに私は感じました。

そこでお聞きいたしますけれども、アスベストの用途は約90%が建材として使われ、スレート屋根、床、壁の内装、断熱材などさまざまなようでありますけれども、阪神淡路大震災の解体工事で飛散するアスベストが問題になりました。

問題なのは、一般の家庭の中にもさまざま使用され、アスベストに触れずに生きてきた人はいないというほどと言われるほど使われているようであります。これは市民課長にお聞きいた

しますけれども、今社会的に問題になっているわけで、家庭の中にどういものが主に使われているんだろうかと。ここがやはり市民の中に警鐘を鳴らさなければならぬ部分なのではないかなというふうに思いますので、現在とらえていることについてお聞かせをまず願いたいと思います。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思います。

家庭でのアスベストの使用物というふうなことになりますと、一般家庭では耐火建築物というのがないと思われまから吹きつけのアスベストというのは余りないのかもしれませんが、しかし、委員おっしゃられましたように90%以上が建材に使われていることから、ほとんどの建材に含まれているというふうに思っております。

また、最近、9月12日の経済産業省の発表でございますが、アイロンやトースター、ヘアドライヤーとか、家電製品の熱を扱うものについて部品として組み込まれているというふうなことで公表がございました。2万社を調査したうちの124社、521製品にアスベストがあったというふうなことでございます。インターネットでありましたからいろいろ拾ってみますと、アイロン、オーブントースター、クッキングカッター、蛍光灯の安定器、健康ローラー、黒板ふきクリーナー、具体的な名前が出てくるようでございます。こういうのが521製品あるというふうなことでございます。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私もいろいろ調べてみたんですけども、今言われたヘアドライヤーやトースターなどは、使用中止になったのは1980年のようですね。そういうものが使用中止になったのは。ただ、長く使う人はまだ使っておられるんでないかというふうに思うんです。

信じられないものに使われているんだなと思ったのは、1987年前後あたりに製造中止になったようですが、ベビーパウダーにも使われていたというんですね。私の持っているのにはそういうふうには書いてあるんです。ベビーパウダー、そのあたりのものを持っている人は多分いないと思いますが、日本酒のろ過フィルターにも使われていると、こういうふうにもなっているんですね。これは85年に使用禁止になっている。

水道管については、水道課の方からこの前資料をいただいたものの中では、85年にこれも水道管は製造禁止されて製造中止になっているようではありますが、水道事業所の方からいただいた資料によりますと、呼吸器からの吸入に比べて経口摂取に伴う毒性は極めて低いと。肺に入るのでないから、食べたものは排せつされるから余り問題ないと、こういうふうなこと、表現だろうというふうに思います。

私は、こういうふうによく考えられないようなものまで使われているということで、最大限情報を集めて、家庭の中というのは、うちの中というのはいずれ壊さなければいけなかったり捨てなければならなかったり、あとはもう既に消費して何らかの処理されているかというふうになると思うんですけども、そういうところがやはり国の指示待ちということではなくて、今情報はいっぱいありますから、これに関する情報は。そういう意味では調べるのはわけないんだと思いますね。疑わしいものはやはり処理するような指導をしなければいけないんだと思います。一般に電気製品であればそれなりの、今であればね、不燃物の中に、例えばドライヤーであれば、コードを切って処理する方法が今指導されている方法ですね。それ以外のものでもやはり心配なところというのはいっぱいあると思うんです、市民の中には。そういうところをきちっとやはり疑わしいものに対して対策を講じる必要があるのではないかということをお私

考えているんですが、そこは指示待ちでなくて、生活環境を担当する市民課長はどんなふうにご考えておられますでしょうか。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思います。

家庭に使われているもの、一般廃棄物というふうなことになりますが、そのことにつきましては、これは家電製品などの公表になる前に置広の3市5町でいろいろ協議をして、まず最初に、学校から出る石綿金網というんですか、アルコールランプで温めるときの金網、ああいうふうなものの処理についてどうだということがあって、それについては産業廃棄物だからそれなりに収集する業者に収集いただいて、産業廃棄物の処分場に行くと。その他のものについては一般廃棄物として埋めるということで、一応お話としては整ったところでございました。

その後、先ほど申しました電化製品などの部品に組み込まれているというものが出てきたことから、その対策についてまだ結論は出ていないのでありますが、私考えるに、一般廃棄物の不燃ごみとして回収を今までしてきたわけでございます。そうした際に、長井クリーンセンターの粗大ごみ処理施設の中で破碎処理をされて、その破碎されたものが鉄、アルミ、その他の金属に分けられてそれぞれ資源に回る、そして残ったものが最終処分場に運ばれていくことになってきたわけでございます。その破碎をするという部分にこれらが入っていくこととなりますから、そのときに飛散をするということになりまして大変危険なことがそこで起きるわけでございます。

そのことで廃棄物の処理のことが一番問題になるわけでございますが、経済産業省が発表した家電製品の中身を一々見ていきますと、例えばアイロンを一つとってみましても、東芝、松下電器、三菱電機のメーカーの名前が出てきま

す。あとのメーカーの名前は出てこないんですね。それで、その中の東芝に至っては、その中の製品名が書いてあってそれに限定されているというふうなことで、どのものにアスベストが使われていてどのものに使われていないかというのが一般的にはわからないことになると思われます。

そういった際に収集の仕方をどうするかというのが非常に問題になるということで、今、国の方針を待つまでもなく、置賜3市5町の置広の方でその検討を依頼をしたというか協議をさせていただいたところで、結論はまだ出ておりませんが、しかし、分けて収集をするというふうなことが必要になってくるんじゃないかと。しかし、分けた中にもアスベストが入っているものと入っていないものをどうやって区別するのやというのがわからないところでございまして、そのところについてはこれからちょっと時間をいただいて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 日本がアスベスト対策がおくれてきた背景が私はあると思うんです。青石綿と茶石綿の使用禁止は、WHOでは、要するに世界保健機構では89年に禁止しているんですね。日本は95年です、最も危険とされている部分についてですね。そういう危険なものというのは、どちらかというアメリカで使用禁止になったので日本に輸出してきたというのがあるんですね、禁止にしていなかったところに輸出をしてきたという経過のようです、どうも。

というのは、こんなふうになっているんですよ。私が持っているこの中にはこんなふうにご書いてあるんですが、「日本石綿協会の圧力で全面廃止方針が廃案」という見出しでなっているんですが、92年当時の社会党が議員立法でアスベスト全面廃止法案を提出したが、業界、自民党の反対で廃案になった。社団法人日本石綿協

会は、健康障害はまず起こり得ない、新たな規制を行う必要はないとの見解を示し、政党や省庁に提出していた。奔走した五島正規前衆議院議員は、「審議もされないうちに廃案にされた。あのとき政府が対応していれば10年以上早く解決していた」と振り返ると。石綿協会が10年前に出したパンフレット「天然の贈り物アスベスト」は、これまで日常生活でアスベストを吸い込み健康障害を起こしたという報告はありませんとして、一般大気中のアスベスト粉じんによるがんの障害、危険率は、喫煙に起因する死亡の危険率に比べて2万分の1、自動車事故による死亡率の1600分の1ととんでもない比較で安全を強調する。石綿協会の幹部は、危険は承知していたが、国が使用していいというものを業界が禁止するのはおかしい話だ、というふうにしているんですね。要するに、委員会に付託しないでそのままこの法案を廃棄したというふうになっているんです。

私はやはり、疑わしいものは処理をするというのが基本になればならないんじゃないかというふうに思うんですね。今言ったのは政治の世界ですから、これは力関係でそうなったと。これがとても日本にとっては不幸な。ですから、アメリカは既にこういう病気が発症する人が下火になっているんです。日本は上向きなんですね、発症する人が。決定的に違うのは私はそこだというふうに思うんです。犠牲者が出てから、対策にしても労災認定なる・ならないにしても、やはり原因が特定できないというようなことで延ばし延ばしにしてきたところが今のような問題になってきたというふうに思うんです。

そこで、財政課の方で事務局になって取りまとめをした資料をいただきました。この中に、ずっと石綿含有の有無について調査実施中というのも結構たくさんありますね。今回の予算に計上されているのは、プラザの吹きつけ材としてパーライトを使ったというそこが露出してい

るからそれを処理する予算と、学校給食調理場の、いわゆるガスボンベ室になるのかな、の処理をする予算が計上されているようですが、これはやはり過去に、我々が議員になってからもいろいろ問題になってきたところなんです。調理場ができたのが昭和42年というふうになっていて、一番最初に処理したのが62年ですから、20年間ぐらいそこで仕事してきた人がいるんですね。私は健康的にどうなっているのかなというふうに思うんですが。

そこは別にどうなっているかなんて質問するのでなくて、上から2段目の旧長井市立総合病院の昭和45年築の中央材料室オートクレーブ、要するに中材室の滅菌装置の置き場という部分は早急に囲い込み実施予定というふうになっておりますが、あの中材室というのは所有は市なんですか、それとも病院が現在使っていて病院の方の所有になっているんですか、そこはどういうふうになっているんでしょう。

○小関勝助委員長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 現在は長井市の普通財産という取り扱いになっておりまして、管理については財政課の方で行っております。病院組合の方といたしましては、この箇所については使っていないという状況でございまして、患者さんの動線からも外れたところにありますし施設もなっておりますので、一般の患者さんが入る危険性は極めて少ないというふうに認識しております。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 施設していてそこに入れないけれども、やはり処理をしなければいけないんだと思いますね。

これは8月いっぱい調査した資料を9月1日にいただいたものですが、石綿含有の有無についての調査実施中という部分がたくさんあるわけですが、ここはどういうふうになっていまずでしょうか。

○小関勝助委員長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

この当時、調査実施中というふうなことで記載している中身につきまして、その後、具体的に業者の方から見積もりなどを徴し、調査していただく業者の選定作業に入っております。上の方の例えば職員集会所などにつきましては、きのう見積書をいただいて実際の調査に入る段取りをつけたところでございます。

基本的に、今回の調査の部分で、吹きつけアスベストの露出している部分のところでは完全に石綿の含有が確認されたものについては早急に囲い込みを行うということで、先ほどの旧市立総合病院のところであるとか、あと調理場のプロパンガス庫。旧市立総合病院の方につきましては来週早々施工に入る予定になっております。あと調理場の方につきましては、補正予算可決後ということで早急に対応いたします。

あと、この実施中のところにつきましては、財政課の方で所管している部分については、今申し上げましたように15日に見積書をとりましたので、職員集会所、それから好人荘、あと、あわせまして武道館、ここの部分については早急なサンプル送付ができる段取りになりました。あと、公共下水道の管理センター部分につきましては建設課の方で具体的に対応していただいておりますが、こちらの方の部分についても現在調査を実施中だというふうにお聞きしているところでございます。以上です。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 全面禁止になるのが2008年ですから、多いか少ないかによってわからないんですが、どういう場合にちゃんと囲い込みしろというふうになっているのかというのは私も承知していないんです。白石綿の場合だと、1%未満ですと今も使っているんですね。建材でも使う、これからも使っているんです。多分それも2008年までだというふうに思います

が。一般の家庭でも公共物のところであっても、いずれ解体するときに来るんですね。これから何年後になるかわからないですけれども、ここに書いてある、例えば昭和42年から、一番新しいのではプラザが平成元年のところですね。これから50年もしくは60年使ったとして、我々が皆さんも含めて職場には現役でない、退職しているところに解体作業をする、こういうふうになるんだと思います。

一番私やはり問題だと思うのは、今そうやって財政課長が中心になって調査したものはしばらく記録が残るんだと思いますね。だけれども、解体する段階まであと20年、30年となっていくときに、本当に大丈夫なんだろうか。問題になったものというのは、時間とともにやはり風化していくんですね。だけれども、風化しないようにするには、解体まで責任持つためにはどうするかということは、やはり考えなければならぬんだと思います。私は、もし使われている、調理場ははっきりしているんですね、使われているわけで。そういうときに、どういうものが使われていて、どういう処理していると、そのことをやはり施設ごとにきちっと明示しておく必要があるのではないかというふうに思うんですね。台帳で整理するのがまず一番簡単な方法です、これは。だけれども、施設解体するときというのは何年後になるわけですから、その施設ごとにやはり明示をしておく、わかるようにしておくということでない、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思うんですね。

今問題になっているので、多分、そこで解体作業をしていますけれども、きちっと法に基づいた解体作業をしているんだと思います。やはりそういうふうにしていく必要があるし、そういう指導がもちろん国の方からもあるんだと思います。だけれども、せつかくこうやって調査したわけですから、これからもするわけですか

ら、きちっとやはり施設の管理についてはその施設ごとに、もし使われていたとすればですね、明示をして、後世までそれがちゃんと建物はこういうものだぞというふうになるようにしておかないと私は都合悪いんじゃないかというふうに思いますので、ご見解をお願いしたいと思います。

○小関勝助委員長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

委員ご指摘のとおりでございまして、今回私の方で調査させていただいた中身につきましては、あくまでも目視あるいは設計図書からの確認ということございまして、飛散防止のための対策手段としてどのような方法を講じるべきかということを中心に置いて検査あるいは確認をしたものでございます。したがって、公共施設の中には囲い込みがなされている箇所があって目視では確認できない部分なども当然あるかとは思いますが、今後そういった部分につきましても少し時間をかけながら検討をして、そういった調査結果を残さなければならないというふうに考えているところでございます。以上です。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 これぐらい大きな問題になってきたわけで、ことし5月の末に水道の方で出した資料の中に、石綿管製造元というふうに書いてあるところに日本エタニットパイプ株式会社と書いてありますが、ここで要するに、これ「ばくろ」と呼ぶと言っていましたかね、ひへの曝露ですね、家庭で曝露した人の、村上博子さんというエタニットに勤めている人の話を聞く機会があったんです。

私はそのときに何を言っているのか余りわからなかったんです。そのときに出していたのが、東京宣言という資料を出していたんです。これが、2004年世界アスベスト東京会議として、2004年11月19日から21日にかけて早稲田大学国

際会議場で開いたというふうになっているんです。この中には、宣言ですから、禁止事項だとか労働者及び一般の人々の保護だとか、代替品、情報交換をするだとか、公正移行、開発途上国への移転の防止だとかいろいろ宣言書を採択したようなんですけれども、我々が考えるに、禁止した国というのはそれなりに犠牲を払って規制をしてきているんだと思いますね。日本も2008年で完全に禁止するというふうになっているのは、まあ遅いですが、代替品がどうかということもあるんでしょうが、これぐらい亡くなっている人がわかっていて2008年にならないと全面使用を禁止しないというわけですから、その意味では……、国の方針としてはそういうふうにしたわけですが、問題はやはりそれぞれのところで自己防衛をどうするかということが大事なのではないかなというふうに思うんです。

そこで、一般に家庭の中では、例えば台所なんかは、今はほとんど外にボイラーを置いてやっているかもしれないけれども、かつては瞬間湯沸器みたいなのを台所あたりに置いているものですからガスもありますし、天井なんかはそれぞれにやはり鉱油系のものを使っているんだというふうに思います。そういう意味では、残念だけれども、市民はほかのところに吹きつけてあるようなもの、いわゆるロックウールみたいなものは、あの辺はアスベストでないかというふうに考える人、認識持っている人います、たくさん。だけれども、自分のうちに使われている可能性があるかどうかという認識はやはり持っていないんだと思います。その意味で、危険なものとしてやはりこういうものがあるんだぞというふうに、きちっと疑わしいぞというところも含めて公表する必要があるんじゃないかというふうに思います。

対策本部を設置したようですが、この部分は公共施設の部分だけしか触れていないですね。家庭の部分にやはり触れて、市としてはきちっ

とやはりわかるようにする必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、市民課長の見解をお願いしたいと思います。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたします。

委員おっしゃるように、家庭の中に危険なもの、塗り込まれているものというのがあると。それは解体時に手をちゃんとしないと大変危ないものだというふうなことでは、私の認識もそのように思います。

それで、今回家庭用品の中にもいろいろ出てまいりますし、あるいはその排出する方法もございます。健康の影響ということもありますし、そういったもろもろのところを市報などで特集をする必要があるのではないかなというふうに思います。そんなことで早い機会に設定をしていきたいというふうに考えております。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 次の「長井小学校のグラウンドの樹木の手入れを」というふうに通告しております件について、まず教育長にお尋ねしたいと思います。その木のことを言っているんです、そこから見える部分ですね。早々と紅葉したようすけれども。

四、五年前から気にはなっていたんですが、総務・文教常任委員会あたりでちょっと議論して何とかしてくれというふうに言っていたんですが、なかなか議論になる機会がなかったようですし。プラタナスですね、これ。だと思います。スズカケノキ科というふうに、科目で分けるとそういうふうになっているようですが、成長がすごいですよね。私ら議員になってから、ほとんど、幹の部分だけ残して切った記憶があります。いつだかわかりません。予算書見ていけばわかるんでしょうけれども。いつごろこの木が植えられたんだろうかというのは私もわかりません。木の大きさは、役所に近い方が大きいです。奥の方に行くにつれて小さくなってい

ます。これも歩いて調べたら、24本プラタナスがありました。25、26でしたか、ありました。

それで、広葉樹ですから大変子供らにとっても日陰になっていいんだというふうに思います。だけれども、子供らが使うところは本当にグラウンドのところだけで、役所に近い方というのはこのとおり、本当はもっと日陰になるわけなんです。葉っぱみんな丁寧にくってくれたものですから日が十分に差すようになってきたんですね。その意味では、いつごろ手入れしたのか、いつごろ植えたのか、どれぐらいの年数でこれぐらいの大きさになるのかですね、もうはかり知れないんだと思います。通告した後調査をしたんでしょうから、それについてお聞かせください。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 植えたのは、昭和15年、何か紀元二千六百年祭というのがあって、そのとき国を挙げて新緑運動が展開された。そのときに植えたというふうに記録にあります。平成5年に1回枝打ちをしています。そのときの経費が約73万6,000円。26本分です。以上です。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 すると、教育委員会の方で予算を組んでやったわけですね。どこで管理するんだろうかというふうに思っていたので財政課長にも市長にも通告しているんですが。

きょうトタン掃除していたようすけれども、ちょうど庁舎の側のトタンの上に枯れ葉がいっぱい落ちていたのでしていたようすですが、トタンも傷むだろうしね。費用どれぐらいかかったかわからなかったからですが、平成5年、12年前で73万円ぐらいであれば、そのとき切ったよりもひよっとしたら大きくなっているかなというふうに思います、これ感覚的にですが。重機も1台では済まないんだと思いますね、1台でつりながら切る足場の方の重機も必要になってくるだろうし。全部きれいに幹だけにしてしま



うということでももちろんいいんですが、大した記念に植えたものなのでそうばっさりといくわけにいかないのかなというふうに思いますが、少なくとも手入れは、もう既に12年でこれぐらい伸びるわけですから、日陰を確保するのはわけないと思いますね。切って翌年には多分日陰はできると思います、子供らが日陰が欲しいという場合には。なので、これは早いうちに処理する必要があるんじゃないんですかね。最近は余り気づかないんですが、風のある日は議員の控室の方に飛んでくるんですよ、毛虫が。過去にはちり取りで掃くぐらい入ったこともあるんですよ。その意味では、処理する方法は幾らもあると思いますが、ちょっとやはり計画する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、お聞かせください。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 アメシロ対策については毎年予算を計上しています。今年度もアメシロ対策ということで3回ほど防除をやっているわけですが、やはり樹高が高いせいで完全に駆除できないという状況です。今年度も予算要求をしていますけれども、今委員ご指摘のとおり重機代とか、平成5年度当時と比べて重機代、その当時ははしごをかけてやったということですので、重機代。それに伐採木の処理代。あるいは、焼却したわけですので、今焼却できないということでその辺も加算になっていますので、1本見積もりでは15万7,000円。26本ですから約408万円という見積もりをいただいたところでしたが、今年度は予算に計上されなかったと。

西側の方の近隣の住宅の方でもアメシロとか枯れ葉で大変困っている状況もありますし、ちょうどプラタナスの下の方がトリムコースで、子供らが走るコースになっているんですね。アメシロなんか落ちてくるということもありますので、来年度については強力に予算要求をしていきたい。そして、できたらやはり平成5年

度当時のような形にしたいなというふうには考えています。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 予算が年度主義なのでそういうふうになるのかと思いますが、26本で15万7,000円だからって単純に掛ければこうなるのかもしれませんが、でもとても同じ値段だと思えないですよ。多分値段が違うと思います。役所に近い方は足場が悪いですし、そのまま切り落としもできないし、だからつらなければいけないわけ。グラウンドのちょうど隣あたりであれば多分そのまま切り落としで、重機でつっておく必要は私はないんじゃないかというふうに思いますし。近隣まで含めてそういう被害が広がっているわけで、金かかるからなんて入れないんですね、財政課長も市長もね。これはやはり処理しなければいけないんだと思います。時期は私わかりませんが、普通はこういうものを切る場合は、秋、紅葉して葉っぱが落ちたあたりなんですよ、普通は。いつでもいいんでしょうけれども、また伸びるからいつでもいいんでしょうけれども、一般にはそういう時期に切るんだと思います。

今言われたように焼却はこれできないというふうになると、考えられるのはエコファームでバーク堆肥の処理をするか。1トン当たり3,000幾らかかるんだと思いますね、多分処理費用が。あとは、紙にするためにパルプ材としてチップにされるかどうかわかりませんが、利用されるかどうかなども含めて、15万7,000円という見積もりは切ったものをどういう処理するかも含めての見積もりだったんですか。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 処理費用については、車代が1日当たり1万8,000円、処理代ということで7,000円というふうな見積もりです。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 財政課長にお伺いしま

すが、要するにエコファームに持っていけば費用がかかるんですよ、3,000幾らという、トン当たりね。紙にできるとすれば、ゼロゼロで処理してくれるかどうかですが、何かそういう検討する必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、環境宣言もしているわけだし、環境に一番優しい方法で処理する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小関勝助委員長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

ただいまの件につきましては、本年度の当初予算編成の段階で、先ほど教育長が答弁いたしましたように420万円ほどの要求額をいただいたところでございます。財政課といたしましては、常々それぞれの事務事業に対しまして限られた財源を効率的に配分しなければならないというふうに考えているところございまして、ただ、今回の長井小学校の施設管理に係る要求については、1校舎の屋根の修繕で700万円ほど、それから体育館の屋根の修繕で350万円ほどということで、臨時的に結構な金額の要求をいただいたところだったものですから、やむを得ずこの部分についてはゼロ査定をした経過がございます。

基本的に各年度の当初予算要求に当たっては、それぞれの担当課の方で予算編成方針、その編成方針がマイナスシーリングであっても、それぞれの担当課の方でそれぞれの事務事業の優先順位を勘案しながら要求に当たっていただきたいというふうに考えているところございまして、それらを吟味して財政課の方でも査定に臨ませていただきたいと考えているところでございます。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 まず早く対応をするようお願いをして終わりたいと思います。

○小関勝助委員長 次に、順位2番、議席番号11

番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 私は、長井市が安心して暮らすことができるまちとなるように願いながら総括質疑を行います。今回は、行政が展開をするサービスを受ける市民の立場で通告しております2点について率直にお伺いをいたします。ぜひ、わかりやすく、かつ明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思えます。

質問の第1は、介護保険制度の改正についてです。

本定例会に先ほど福祉事務所長から提案説明がありましたが、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、上程をされております。この介護保険制度そのものは平成12年度から施行されておまして、本年は6年目に入っているわけです。さきの国会で改正が行われたということはご案内のとおりです。この改正を受けた形で、今回かなり大幅な補正予算が上程をされているわけです。しかし、率直に言ってなかなか理解できないということも多くありますし、同時に、考え方をどう整理したらいいかわからないというのもあります、私。

そこで、ぜひ、ことし10月1日から施行されるもの、それから来年4月1日から施行されるもの、分けられているわけですが、今回は10月1日からの分でこの補正というふうになるわけですが、それらの制度改正の主な内容と、同時にその改正の背景。これらについては多分、国、県から説明を受けておられると思いますから、それらはどういったものなのかについて少し具体的にお聞かせをいただきたいと思えます。福祉事務所長、お願いします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ただいま高橋委員から2点についてご質問ありましたので、まず1点目からご説明いたしたいと思えます。

高橋委員を含めて皆さんに議長の許可を得ま